

特定非営利活動法人 子どもアミーゴ西東京 定款

第1章 総則

[名称]

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもアミーゴ西東京と称する。ただし、英語名を Children's Amigo Nishitokyo とする。

[事務所の位置]

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都西東京市西原町1丁目5番13号-101に置く。

[目的]

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、さまざまな世代の市民による主体的な参画に基づき、地域社会に見られる子どもを取り巻く諸問題を解決するために必要な放課後健全育成事業、子育て支援事業等の諸活動を行い、すべての子どもが持つ権利を保障し、安全、安心に暮らせる社会の実現をめざす。

[特定非営利活動の種類]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

[特定非営利活動に係る事業の種類]

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学童保育クラブ及び児童館の開設と運営、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業（放課後健全育成事業）
- (2) 地域の子育てに関する相談などの支援事業（子育て支援事業）
- (3) 講演会、講座、催事などの事業（講演会・催事等の事業）
- (4) 目的を同じくする行政、企業、市民活動団体との交流、協働事業（交流・協働事業）
- (5) 広報および出版事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. この法人は、次のその他の事業を行うことができる。

- (1) イベントの実施事業
- (2) 調査研究の受託事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

[会員の種類]

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、会の事業を賛助するため、入会した個人または団体

[入会]

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. この法人の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、会費を納入することにより会員になることができる。

3. 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4. 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

らない。

[会費]

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

[退会]

第9条 会員は、本人の申出により、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失し、退会したものとみなす。

- (1) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 死亡し、または失そう宣告を受けたとき。
- (3) 団体が解散（合併による解散を除く。）、または破産したとき。
- (4) 退会届の提出をしたとき。
- (5) 除名されたとき。

[除名]

第10条 代表理事は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、または第3条に定める目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、前項の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

[抛出品の不返還]

第11条 この法人は、会員がすでに納入した会費およびその他の抛出品を返還しない。

第3章 役員

[種類および定数]

第12条 この法人は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事5人以上15人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
2. 理事のうち、1人を代表理事とする。
3. この法人は、理事会の議決により、副代表理事を1人置くことができる。

[選任等]

第13条 役員は、総会の議決により、それぞれ正会員のうちから選任する。

2. 役員が前条第1項各号および第2項に掲げる最少人数を下回るときは、すみやかに総会の議決により、補充しなければならない。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、この法人の理事、事務局長もしくは職員を兼ねることができない。

[職務]

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、副代表理事が置かれていないときまたは欠くときは、あらかじめ理事会において招集の権限を与えられた理事が理事会を招集し、理事の互選により代表理事代行を定める。

3. 理事は、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産の管理に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重

大な事実があることを発見したときは、その旨を総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

[任期等]

第15条 代表理事およびその他の理事、監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、補充により選任された代表理事およびその他の理事、監事の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3. 前2項の規定にかかわらず、任期满了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期满了後、後任の役員が選任されていない場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4. 代表理事代行の任期は、次の代表理事が選任されたときまでとする。

5. 代表理事およびその他の理事、監事は、辞任または任期满了により、第12条第1項各号および第2項に掲げる最少の人数を下回るときは、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[退任]

第16条 代表理事およびその他の理事、監事は、次の各号のいずれかに該当するときは、退任したものとする。

(1) 任期が満了し、再任されなかったとき。

(2) 辞任の意思を書面で申出、代表理事がそれを受理したとき。

(3) 代表理事が辞任の意思を書面で申出、理事会がそれを受理したとき。

(4) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

(5) 破産者となったとき。

(6) 公民権の剥奪または停止を受けたとき。

(7) 正会員でなくなったとき。

[解任]

第17条 代表理事およびその他の理事、監事は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

[報酬等]

第18条 代表理事およびその他の理事、監事は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 代表理事およびその他の理事、監事の報酬は、理事会において定める。

3. 代表理事およびその他の理事、監事には、その職務を執行するために要した費用を、理事会の議決により、弁償することができる。

第4章 会議

[種別]

第19条 この法人の会議は、総会、理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会および臨時総会とする。

[総会の構成]

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

[総会の権能]

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 会員の除名

- (4) 事業計画および予算
- (5) 事業報告および決算
- (6) 役員を選任および解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入を以て償還する短期借入金を除く。第 65 条において同じ）
- (9) その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (10) 解散した場合（合併または破産による解散を除く。）の残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要な事項

[総会の開催]

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、代表理事に招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から総会に付議すべき事項を示して代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集したとき。

[総会の招集]

第 23 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、代表理事が招集する。

2. 前条第 2 項第 1 号ないし第 3 号の規定による請求があったときは、代表理事は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、代表理事がこの請求の日から 30 日以内に総会を招集しないときは、請求したものの代表者は、総会を招集することができる。

3. 総会を招集するときは、日時、場所、会議の目的および付議する事項を示し、開会日の 5 日前までに書面または電子的媒体により招集通知を発信しなければならない。

[総会の議長]

第 24 条 総会の議長は、出席した正会員のうちから選出する。

[総会の定足数]

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

[総会の議決]

第 26 条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2. 総会において、第 23 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があったときは、この限りではない。

3. 付議する事項につき特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

[総会の書面表決等]

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

4. 第 2 項の規定により表決権を行使する正会員は、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 66 条、第 67 条第 2 項および第 69 条の規定を適用するにあたっては総会に出席したものとみなす。

[総会の議事録]

第 28 条 議長は、総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちから選任された議事録署名人 2 人が署名し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

[理事会の構成]

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

[理事会の権能]

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業年度終了後の総会が開催されるまでの期間の暫定事業計画および暫定予算の決定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

[理事会の開催]

第 31 条 理事会は、原則として月 1 回開催するほか、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事 2 名以上から理事会に付議すべき事項を示して代表理事に招集の請求があったとき。

[理事会の招集]

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および付議する事項を示し、少なくとも開催日の 5 日前までに招集通知を発信しなければならない。

[理事会の議長]

第 33 条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名した者がこれにあたる。

[理事会の定足数]

第 34 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

[理事会の議決]

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。
3. 付議する事項につき特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

[理事会の議事録]

第 36 条 議長は、理事会の議事について次の事項を記載した議事録を作成し、議長および出席した理事のうちから選任された議事録署名人 2 人が署名し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

[委員会の設置および構成]

第 37 条 理事会は、諮問機関として委員会を設けることができる。

2. 委員会は、理事、会員および会員以外の専門家をもって構成する。

[理事会の公開]

第 38 条 理事会は、個人のプライバシー等に関することを除き、正会員に対して公開とする。

第 5 章 評議員

[評議員の種類および定数]

第 39 条 この法人は、評議員を置き、その定数を 5 人以上 20 人以内とする。

[評議員の選任等]

第 40 条 評議員は、総会の議決により、それぞれ正会員のうちから選任する。

2. 評議員が前条第 1 項に掲げる最少人数を下回るときは、すみやかに総会の議決により、補充しなければならない。

3. 評議員は、理事、監事を兼ねることができない。

[評議員の職務]

第 41 条 評議員は、この法人の業務の執行について、評議員会の議決により、理事会に意見を述べ、提案をする。

[評議員の任期等]

第 42 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、連続して 3 期までは再任を妨げない。

2. 第 1 項の規定にかかわらず、補充により選任された評議員の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3. 第 1 項の適用については、補充により選任されたものの残任期間は 1 期と数える。

4. 評議員は、辞任または任期満了により、第 39 条に掲げる最少の人数を下回るときは、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[評議員の退任]

第 43 条 評議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退任したものとする。

- (1) 任期が満了し、再任されなかったとき。
- (2) 辞任の意思を書面で申出、代表理事がそれを受理したとき。
- (3) 代表理事が辞任の意思を書面で申出、理事会がそれを受理したとき。
- (4) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (5) 公民権の剥奪または停止を受けたとき。
- (6) 正会員でなくなったとき。

[解任]

第 44 条 評議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
2. 前項の規定により評議員を解任しようとする場合は、議決の前に当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。

[報酬等]

第 45 条 評議員の報酬は、理事会において定める。

2. 評議員には、その職務を執行するために要した費用を、理事会の議決により、弁償することができる。

[評議員会の設置と構成]

第 46 条 この法人は評議員会を置く。評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 代表理事およびその他の理事、監事は、評議員会に出席する。

[評議員会の権能]

第 47 条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、理事会の議決の前に、理事会に対して意見を述べ、提案する。

- (1) 事業計画および予算の重要な変更
- (2) 理事会が総会に付議すべき事項として議決しようとする事項

[評議員会の開催]

第 48 条 評議員会は、原則として年 2 回開催する。

2. 評議員総数の 3 分の 1 以上から評議員会に付議すべき事項を示して代表理事に招集の請求があったとき、代表理事は、評議員会を開催しなければならない。

[評議員会の招集]

第 49 条 評議員会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に評議員会を招集しなければならない。

3. 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および付議する事項を示し、少なくとも開催日の 5 日前までに招集通知を発信しなければならない。

[評議員会の議長]

第 50 条 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから選出する。

[評議員会の定足数]

第 51 条 評議員会は、評議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

[評議員会の議決]

第 52 条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

[評議員会の公開]

第 53 条 評議員会は、個人のプライバシー等に関するものを除き、正会員に対して公開とする。

第 6 章 資産

[資産の構成]

第 54 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

[資産の区分]

第 55 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

[資産の管理]

第 56 条 この法人の資産は、管理方法について理事会の議決により、代表理事が管理する。

第 7 章 会計

第 57 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

[会計の区分]

第 58 条 この法人の会計は、次の各号に掲げるとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

[事業年度]

第 59 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

[事業計画および予算]

第 60 条 この法人の事業計画および予算に関する書類は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

[暫定予算]

第 61 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

[予備費]

第 62 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

[予算の追加及び更正]

第 63 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

[事業報告および決算]

第 64 条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表および活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事会が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

[臨機の措置]

第 65 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併等

[定款の変更]

第 66 条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

[解散]

第 67 条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第 1 号の事由により解散しようとするときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

[残余財産の帰属]

第 68 条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定の場合を除く）したときに有する残余財産は、次の各号に掲げる法人のうちから、総会の議決により選定し、譲渡する。

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) 社団法人または財団法人
- (3) 学校法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) 更生保護法人

[合併]

第 69 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

[公告の方法]

第 70 条 この法人の公告は、事務所の前の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 事務局

[設置]

第 71 条 この法人は、総会で議決した事項を実施するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。
3. 事務局長および職員は、理事会の議決により、代表理事が任免する。
4. 事務局長および職員は、正会員とする。
5. 事務局長および職員の雇用期間、勤務条件および給与手当は、理事会の議決により定める。
6. その他事務局の運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

[組織および運営]

第 72 条 事務局の組織および運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

第 10 章 雑則

[規則・規定]

第 73 条 この定款において別に定めることとされている事項およびこの法人の運営に関して必要な事項は、理事会の議決により定める。

附則

〔施行期日〕

第 1 条 この定款は、この法人成立の日から施行する。

〔理事、監事に関する経過措置〕

第 2 条 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

(1) 代表理事 菊池宇光

(2) 理事

伊藤由加里

加々見辰也

古谷健太

松本毅

(3) 監事

市川斉

中曾根聡

第 3 条 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2008 年 5 月 31 日までとする。

〔評議員に関する経過措置〕

第 4 条 この法人の設立当初の評議員は次に掲げるものとする。

坂口和隆

高橋ヨシエ

田村弘子

星登志男

溝端康子

第 5 条 この法人の設立当初の評議員の任期は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2008 年 5 月 31 日までとする。

〔事業年度に関する経過措置〕

第 6 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 59 条の規定にかかわらず、成立の日から 2007 年 3 月 31 日までとする。

〔事業計画および収支予算に関する経過措置〕

第 7 条 この法人の設立年度の事業計画および収支予算は、第 60 条の規定にかかわらず、この法人の設立総会において定める。

〔会費に関する経過措置〕

第 6 条 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年額 3,000 円 (1 口)

賛助会員 年額 6,000 円 (1 口)

2018 年 6 月 20 日改定 (第 8 章 第 70 条 公告の方法)

2019 年 6 月 28 日改定 (第 3 章 第 15 条 役員任期等)